

令和 6 年度

宇佐市農業委員会  
第 6 回(9 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第6回定例総会会議録

令和6年10月7日（月）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第6回（9月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員	4番 信國 和徳 委員
7番 安倍 隆司 委員	8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員
10番 永岡 卓巳 委員	11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員
13番 宮田 文昭 委員	14番 吹上 和子 委員	15番 篠口 芳人 委員
16番 植松 好子 委員	17番 小野 公博 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

1番 川野 峰志 委員	5番 辻 勝 委員	18番 後藤 寛治 委員
-------------	-----------	--------------

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農政係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第27号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案 第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第29号 非農地証明願について  
議案 第30号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第19号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告 第20号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について  
報告 第21号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局長 定刻より少し早いですが、ただ今から令和6年度第6回9月の定例総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、1番 川野 峰志 委員、5番 辻 勝 委員、18番 後藤 寛治 委員です。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。  
(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、13番 宮田 文昭 委員、15番 篠口 芳人 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第26号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第26号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、  
長洲地区2件、3筆、3,960m<sup>2</sup>、宇佐地区1件、2筆、379m<sup>2</sup>、駅川地区3件、4筆、4,548m<sup>2</sup>、四日市地区6件、15筆、10,796m<sup>2</sup>、安心院地区3件、4筆、1,956m<sup>2</sup> となっております。

2ページをお開きください。

議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。  
長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

事務局 謙渡理由は相手方の要望、謙受理由は現在管理している農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。  
長洲地区は他1件、計2件、3筆、3,960m<sup>2</sup> です。

4ページをお開きください。  
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】  
祖母から孫への贈与による所有権移転です。  
宇佐地区は以上です。

5ページをお開き下さい。  
駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】  
謙渡理由は高齢のため労力不足、謙受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
駅川地区は他2件、計3件、4筆、4,548m<sup>2</sup> です。

6ページをお開き下さい。  
四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】  
謙渡理由は労力不足、謙受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。  
四日市地区は他5件、計6件、15筆、10,796m<sup>2</sup> です。

8ページをお開きください。  
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】  
謙渡理由は労力不足、謙受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。  
安心院地区は他2件、計3件、4筆、1,956m<sup>2</sup> です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和6年10月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名全員出席のもと開催いたしました。

議案第26号について、長洲地区2件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和6年10月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。

議案第26号について、駅川地区3件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和6年10月1日午前10時より、安心院地域複合支所 視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中8名出席のもと開催いたしました。

議案第26号について、安心院地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可することに  
決定いたしました。

次に議案第27号を議題に供します。それでは事務局より議案の  
説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。  
議案第27号4条許可申請は2件で、  
地区毎の内訳は、四日市地区1件、1筆、369m<sup>2</sup>、院内地区1  
件、1筆、530m<sup>2</sup>となっています。

9ページをお開きください。  
議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請  
があったので審議を求める。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

10ページをお開きください。  
四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】  
駐車場用地としての転用で、申請人が経営する喫茶店の駐車場1  
1台分を増設するのですが、すでに平成22年から駐車場と  
して利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行う  
ものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の  
始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農  
地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住す  
る者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置さ  
れることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考え

事務局ます。

11ページをお開きください。  
院内地区です。  
院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

賃貸住宅2棟を建築する計画です。  
立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。  
当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第27号について、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。  
なお、四日市地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。  
申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第27号について、院内地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

池田地区審会長 申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があつたとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第28号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。  
議案第28号 5条許可申請は10件で 地区毎の内訳は、  
長洲地区1件、1筆、631m<sup>2</sup>、宇佐地区1件、1筆、370m<sup>2</sup>、駅川  
地区4件、5筆、3,377m<sup>2</sup>、四日市地区3件、5筆、4,049m<sup>2</sup>、安  
心院地区1件、1筆、672m<sup>2</sup> となっています。

12ページをお開きください。  
議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請  
があつたので審議を求める。  
令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

13ページをお開きください。  
長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】  
30年間の使用貸借権の設定です。  
一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。  
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ  
る農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活  
上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地

事務局の不許可の例外基準に該当すると考えます。

14ページをお開きください。  
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】  
贈与による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅及び倉庫を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することができる農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをお開きください。  
駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】  
売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める準工業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】  
売買による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができます。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】  
売買による所有権移転です。

貸倉庫用地としての転用で、譲受人が経営する事業の貸倉庫を設置する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができます。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

事務局 売買による所有権移転です。

駐車場用地への転用で、譲受人が経営する近隣ホテルの駐車場16台分を増設する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める近隣商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができます。

16ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

1筆は10年間の賃貸借権の設定、もう1筆は売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えることなく、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

17ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

事務局 売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第28号について、長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第28号について、駅川地区4件、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

なお、四日市地区番号2は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第28号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第29号を議題に供します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第29号非農地証明願は、14件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、79m<sup>2</sup>、駅川地区5件、7筆、2,396m<sup>2</sup>、四日市地区4件、6筆、1,153m<sup>2</sup>、安心院地区4件、5筆、1,809m<sup>2</sup>となっています。

18ページをお開きください。

議案第29号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

19ページをお開きください。  
宇佐地区です。

事務局 宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和30年頃から山林化しているものです。

宇佐地区は以上です。

20ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和50年頃より宅地として利用しているものです。駅川地区は他4件、計5件、7筆、2,396m<sup>2</sup> です。

22ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成11年10月28日付で、農地法第4条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

四日市地区は他3件、計4件、6筆、1,153m<sup>2</sup> です。

23ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成6年頃から山林化しているものです。

安心院地区は他3件、計4件、5筆、1,809m<sup>2</sup> です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号について、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当して

宮田地区審議会長 いますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号について、駅川地区5件、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号について、安心院地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。  
次に、議案第30号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 24ページをお開きください。

事務局 議案第30号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があつたため、農業委員会の意見を求める。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、26ページ以降のようになっております。こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聞くものとされています。

40ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、41ページ以降のようになっております。こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

60ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、61ページ以降のようになっております。こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を扱い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり承認しました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第19号から21号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

64ページをお開き下さい。

報告第19号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は65ページからの8件がございました。

事務局 地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、978m<sup>2</sup>、四日市地区2件、13筆、11,201m<sup>2</sup>、安心院地区1件、1筆、866m<sup>2</sup>、院内地区4件、61筆、51,629m<sup>2</sup> となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

75ページをお開き下さい。

報告第20号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は76ページからの19件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区5件、8筆、15,263m<sup>2</sup>、宇佐地区2件、2筆、2,954m<sup>2</sup>、駅川地区2件、2筆、1,339m<sup>2</sup>、四日市地区8件、16筆、19,587m<sup>2</sup>、安心院地区2件、31筆、31,669m<sup>2</sup> となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりますので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

86ページをお開き下さい。

報告第21号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があつたので、ここに報告する。

令和6年10月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は87ページの1件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、168m<sup>2</sup>となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

事務局 以上で報告第19号から21号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第19号から第21号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願ひします。

事務局 次回の令和6年度第7回定例総会は、11月5日火曜日、午前9時30分から本庁2階24会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願ひします。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願ひいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、署名する。

令和6年10月7日

議長 久保田昭廣

署名委員 宮田文昭

署名委員 篠口芳人

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。